



がんばろう！高萩！！



市報たかはぎ お知らせ版 災害支援特集

4/8(金) 12:00現在

高萩市現地災害対策本部 TEL23-2111／リーベロたかはぎ(春日町3-10-16)

編集：経営戦略部 市長室 秘書・広報グループ TEL23-7320

市報お知らせ版は市のホームページでもご覧いただけます。

(パソコンから) <http://www.city.takahagi.ibaraki.jp/>

(携帯電話から) <http://www.city.takahagi.ibaraki.jp/mobile.php>



携帯電話のメニューコードリーダーで読み取ると簡単にアクセスできます。

⇒「メルたか」では、随時、最新情報を携帯電話へ発信しています。登録は市ホームページから!!

高萩市役所の本庁舎、第2庁舎、第3庁舎は崩壊の恐れがあるため、次の施設で業務を行っています。

(窓口開設時間 8:30~17:15) ※水道課(本町1-28-2)は現在移転しておりません。

リーベロたかはぎ / 総合福祉センターとなり、春日町3-10-16

建設課(都市計画・市営住宅グループ)、農林課、まちづくり観光課、総務課、財政課、経営企画課、市長室、監査事務局、農業委員会事務局

総合福祉センター / 春日町3-10

税務課、市民課、保険医療課、高齢福祉課、健康づくり課、社会福祉課、環境衛生課、会計課、議会事務局

市役所車庫脇の建物 / 本町1-100-1

建設課(建築グループ、土木グループ)

教育委員会 / 本町1-208

教育総務課、学校教育課、生涯学習課

※中央公民館・松岡地区公民館事務所は文化会館(電話 23-7414)

1 被災者支援総合相談窓口

被災者支援総合相談窓口

(総合福祉センター内) TEL 23-2111

被災者を対象とした支援制度などの総合窓口を開設しています。

●場所 総合福祉センター1階ロビー

●受付時間 (土日も開設しています)

午前8時30分~午後5時15分

2 り災証明書の交付申請

市民課(総合福祉センター内) TEL 23-2116

「り災証明書」は、市が被災状況の現地調査を行い、被害の状況を証明するものであり、

融資の支援など、各種の被災者支援制度の適用を受ける際に利用できるものです。

●申請手続 市民課に備え付けの様式に、氏名・住所・電話番号・被害状況(わかりやすくお書きください)などをご記入のうえ、市民課窓口へ提出してください。手数料は無料です。印鑑及び、可能であれば、被害を受けたことのわかる写真をお持ちください。

●交付方法 市が調査確認のお知らせをした後、おおむね1週間程度後(土日と祝日除く)に市民課窓口で発行します。

●申請・交付日時 (土曜日と祝日除く)

午前8時30分~午後5時15分

●注意 り災証明の対象は原則的に建物です。家財道具など対象にならないものもあります。

3 災害弔慰金^{ちょういきん}の支給

社会福祉課(総合福祉センター内)TEL 23-7030

●対象者 災害により死亡した人の遺族

●支給額

生計維持者が死亡した場合…500万円

その他の場合…250万円

4 災害障害見舞金の支給

社会福祉課(総合福祉センター内)TEL 23-7030

●対象者 災害により重度の障害(失明、両上肢ひじ間接以上切断等)を受けた市民

●支給額

生計維持者が重度の障害を受けた場合…250万円

その他の者が重度の障害を受けた場合…125万円

※対象となる障害には基準があります

5 災害援護資金の貸付制度

社会福祉課(総合福祉センター内)TEL 23-7030

災害により負傷したり、住居や家財に損害を受けた市民に対して、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。※所得制限があります。

●対象者

- ・世帯主に1か月以上の負傷がある人
- ・家財の3分の1以上の損害を受けた人
- ・住宅が全壊または半壊した人

●貸付限度額 350万円

※負傷、損害の状況に応じて異なります。

※貸付利率…年3%、償還期間…10年間

高萩市社会福祉協議会(TEL 23-8341)でも、低所得世帯などを対象に生活福祉資金制度による貸付を行っています。

6 被災者生活再建支援制度

社会福祉課(総合福祉センター内)TEL 23-7030

災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金が支給されます。

●対象世帯

住宅が全壊または大規模半壊した世帯

●支給額(次の2つの支援金の合計額です)

【基礎支援金】全壊…100万円

大規模半壊…50万円

【加算支援金】建設・購入費…200万円ほか

※1人世帯は各該当金額の4分の3になります。

7 茨城県災害見舞金制度

社会福祉課(総合福祉センター内)TEL 23-7030

災害により半壊した住宅に居住していた世帯へ見舞金が支給されます。

●対象者 3災害弔慰金、4災害障害見舞金、

6被災者生活再建支援制度に該当しない市民

●見舞金の額

住宅の半壊(床上浸水)…3万円

※今回の震災については、従来の床上浸水は半壊となります。(内閣府通知による)

8 高萩市災害見舞金支給制度

社会福祉課(総合福祉センター内)TEL 23-7030

●対象者 災害により負傷した市民、現に居住していた住居に被害を受けた市民

●見舞金の額

全治3か月以上の負傷…2万円ほか

住宅の全壊…5万円

住宅の半壊(床上浸水)…3万円

床下浸水…5千円

高萩市社会福祉協議会(TEL 23-8341)でも、市の判定基準に準じて災害見舞金支給制度があります。

9 水道料金の減額

水道課(本町1-28-2)TEL 22-3642

●基本料金・メーター使用料

4月分を免除します(※手続きは不要です)。

●使用水量 地震により給水管に漏水等が生じた人は減免できます(※減免申請書の提出が必要です。申請書は水道課にあります)。

10 下水道使用料の減額

日立・高萩広域下水道組合

(日立市十王町大字伊師2220)TEL 0294-39-5595

●基本料金

4月分を免除します(※手続きは不要です)

11 水道管(宅地内)修理費に対する補助

水道課(本町1-28-2)TEL 22-3642

●補助対象

市内の一般住宅、集合住宅(公営住宅除く)

●申請対象者

水道の使用者または所有者

●補助の範囲

水道メーターから蛇口までの配管

●補助の金額

補助対象者1人につき、修理に要する費用の2分の1(補助限度額1万円、1回限り)

●申請方法 申請書を水道課に提出してください(申請書は水道課にあります)

●申請期間 平成23年4月11日～5月31日

12 住宅の修繕工事費の支援

被災者支援総合相談窓口
(総合福祉センター内)TEL 23-2111

被災した住宅の修繕工事費の一部を支援します。

●支援の対象(下記の要件すべてに該当する市民)

- ・居住の用に供する家屋で、助成の対象となる住宅の所有者であること
- ・修繕工事費が10万円以上になるとき
- ・市税等の滞納がないこと
- ・り災証明書の交付を受けている人
- ・平成21年中の同一世帯員の合計所得が1,000万円以下の人

※**6被災者生活再建支援制度**に該当しない人

●支援金の額

修繕工事費の10%(上限10万円)

●申請に必要なもの

- ・り災証明書
- ・修繕工事の契約書の写し又は見積書の写し
- ・住民票及び納税証明書等
- ・平成21年分所得証明書
- ・助成金交付申請書

※平成23年度から実施することとしていた「住宅リフォーム補助制度」は平成24年度から実施します。

まちづくり観光課(リーベロたかはぎ内)TEL23-7316

13 建築確認申請等の手数料免除

建設課建築グループ(市役所車庫脇の建物)
TEL 23-7034

被災した住宅の改築・増築・移転を行う際に、高萩市に建築確認申請を提出する人は申請手数料が免除となります。

●免除となる手数料

建築物(工作物)の建築確認申請手数料[※構

造計算適合性判定手数料を除く]、中間検査申請手数料、完了検査申請手数料

●対象用途

住宅・長屋・共同住宅(複合用途の場合は各対象となる用途部分の床面積分が免除となります)

●必要書類

建築確認申請等手数料免除申請書(高萩市建築基準法施行細則)、り災証明書

●免除期間

平成23年3月11日～平成24年3月10日

14 被災した建物に関する相談窓口

建設課建築グループ(市役所車庫脇の建物)
TEL 23-7034

●時間 午前8時30分～午後5時15分

●場所 建設課建築グループ

15 国民健康保険税の減免

(住宅などが損害を受けた人)

保険医療課(総合福祉センター内)TEL 23-2117

国民健康保険に加入している人で、被災に伴い住宅などに損害を受けた人は、本人からの申請に基づき、国民健康保険税が減免になる場合があります。減免申請書に必要な書類を添付のうえ、保険医療課まで提出してください。

●減免対象

国保加入者全員の合計所得金額の合算額が1,000万円以下の世帯

●損害の程度(住宅または家財)

区分	減額または免除の割合		
	3/10以上 5/10未満	5/10以上	床上浸水
合計所得金額			
500万円以下	50%	100%	100%
750万円以下	25%	50%	50%
750万円超	12.5%	25%	25%

※その他生計を維持するための店舗等事業用資産含む。ただし償却資産を除く。

※塀・門扉等の構造物の被災については、減免の対象となりませんのでご注意ください。

※今後、国・県の通知等により、減免基準が変更になる場合があります。

●添付書類

- ・り災証明書(写しでも可)

- ・損害に対して補てんされる金額が明らかになる書類

●申請期限

納税通知書が送達されてから、納期限の7日前までに減免申請書を提出してください。

16 後期高齢者医療保険料の減免 (住宅などが損害を受けた人)

保険医療課(総合福祉センター内) TEL 23-2117

後期高齢者医療制度の被保険者で、被災に伴い住宅などに損害を受けた人は、申請に基づき、後期高齢者医療保険料が減免になる場合があります。減免申請書に必要書類を添付のうえ、保険医療課まで提出してください。

●減免の対象

被保険者本人と世帯主及び同一世帯の他の被保険者の合計所得金額の合算額が、1,000万円以下の世帯

●損害の程度(住宅または家財)

損害の程度	減額または免除の割合	
	3/10以上 5/10未満	5/10以上
合計所得金額		
500万円以下	50%	100%
750万円以下	25%	50%
750万円超	12.5%	25%

※塀・門扉等の構造物の被災については、減免の対象となりませんのでご注意ください。

●添付書類

- ・り災証明書等(災害の状況を証明する書類)
- ・損害に対して補てんされる金額が明らかになる書類

●申請期限

納税通知書が送達されてから、納期限の7日前までに減免申請書を提出してください。

17 医療機関での受診・窓口負担

保険医療課(総合福祉センター内) TEL 23-2117

●被保険者証なしで受診できます

被災地(高萩市を含む)の住民であった人が、災害により保険証を紛失、または保険証を持たずに避難していることにより病院などに提示できない場合、氏名、生年月日、住所、被保険者が勤務する事業所名などを病院などに

申し出るだけで受診することができます。医療福祉制度(マル福)についても同じ取り扱いとなります。

●窓口負担の支払いが猶予又は免除されます
災害救助法が適用されている被災地域(高萩市を含む)の住民であり、かつ、①から⑥のいずれかに該当する場合は、医療機関に申し出てください。この場合、一部負担金等の窓口負担を医療機関で支払う必要はありません。

- ① 住宅が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした人
- ② 主たる生計維持者が死亡したり、重篤な傷病を負った人
- ③ 主たる生計維持者が行方不明である人
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止・休止した人
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人
- ⑥ 福島第1原発の事故に伴い、政府の避難指示・屋内退避指示の対象となっている人(福島第1原発から半径30キロメートル圏内)

上記に該当する人の窓口負担については、後日、改めて市町村、協会けんぽ、健保組合などの加入されている医療保険者において、免除等が行われます。詳しくは、国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者は保険医療課へ、それ以外の被保険者は勤め先へお尋ねください。

18 国民年金保険料の免除

市民課(総合福祉センター内)

TEL23-2116、内線226・227

日立年金事務所(日立市幸町2-10-22)

TEL 0294-24-2125

被災に伴い、住宅や家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けた人は、本人からの申請に基づき、国民年金保険料が全額免除になります。詳しくは市民課または日立年金事務所へお問い合わせください。

●申請方法 免除申請書及び被災状況届を市民課または日立年金事務所へ提出してください。本人が提出できない場合は委任状が必要です。

●申請期限 平成23年7月31日

19 児童扶養手当の所得制限

市民課(総合福祉センター内) TEL 23-2116

被災に伴い、受給者本人及び同居の血族(扶養義務者)が住宅や家財などの財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けたときは、平成23年3月から平成24年7月までの手当について、所得制限がかからない場合があります。詳しくは市民課までお問い合わせください。

20 介護保険料及び介護サービス利用料などの減免・支払猶予

高齢福祉課(総合福祉センター内) TEL 22-0080

住宅などに著しい損害を受け、介護保険料及び介護サービス利用料などの支払いが困難な人について減免と支払猶予の相談に応じます。

21 保育料、児童クラブ利用料の減免と支払猶予

社会福祉課(総合福祉センター内) TEL 23-7030

今回の災害に伴い、住宅などに著しく損害(全壊・半壊)を受けた人の保育料及び児童クラブ利用料の減免と支払猶予につきましては、現在、関係機関と調整中ですので、後日、市報、お知らせ版、市ホームページ等でお知らせします。

22 固定資産税・都市計画税の納期変更

税務課固定資産税グループ(総合福祉センター内)
TEL 23-2115、内線 207・208

平成23年度固定資産税・都市計画税の第1期の納期を次のとおり変更します。納税通知書は5月2日に発送予定です。

通常 4月1日から4月30日まで

↓

変更 5月2日から5月31日まで

23 固定資産税の減免

税務課固定資産税グループ(総合福祉センター内)
TEL 23-2115、内線 207・208

地震により課税対象の固定資産が被害を受けた場合、その被害状況に応じた割合で固定資産税・都市計画税を減免します。次の条件に

該当する人は、減免申請書に必要書類を添付のうえ、税務課まで提出してください。※減免申請書は税務課窓口にあります。

●減免の対象

- ・評価額の20%以上の被害を受けた家屋
- ・面積の20%以上の被害を受けた土地
- ・課税償却資産全体の価格の20%以上の被害を受けたもの

※塀・門扉等で課税対象外の構築物については減免の対象となりませんのでご注意ください。

※査定額は実際の修理費等ではありません。

次のようなケースでは、一般的に損害割合が20%に満たず、減免の対象とはなりません。

- ・屋根瓦の一部が落ち、外壁に数か所のヒビが入り、内装の一部が損傷した状況
- ・屋根瓦のすべてが落ちたが、他に大きな損傷がない場合

※今後、国・県の通知等により、減免の基準が変更になることもあります。

●添付書類

り災証明書(写しでも可)

●申請期限

納税通知書が送達されてから、各納期限の7日前までに減免申請書を提出してください。

●納付について

減免申請を行っても、減免の対象とならない場合や、減免決定までに時間を要することが予想されます。通知が出されるまでの間は通常どおり納付してください。後日、減免決定がなされた際、減額した納付書への差し替え等を行います。

24 県税の徴収の猶予

常陸太田県税事務所高萩支所 TEL 22-2019

災害によって損害を受けた人に対して、「県税(個人事業税、不動産取得税、自動車税)の減免」、「徴収猶予」、「申告などの期限の延長」の救済措置があります。必要な書類など具体的な手続きについてはお問い合わせください。

25 市・県民税の申告相談の期間延長

税務課市民税グループ(総合福祉センター内)
TEL 23-2115、内線 202・203

平成23年度市・県民税の申告相談を、市役所

分室にて3月16日から18日まで延長して行いましたが、まだ申告が済んでいない人について随時受付を行います。

●相談日時 月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分（祝日を除く）

●相談場所

税務課市民税グループ（総合福祉センター内）
※所得税の確定申告については、市役所での申告受付は3月18日で終了しましたので、日立税務署での申告をお願いします。

26 所得税・消費税・贈与税の申告・納付の延長

日立税務署 TEL 0294-21-6346

所得税・消費税・贈与税の申告相談を再開しました。また、申告・納付などの期限が「災害のやんだ日から2か月」まで延長されることとなりました。当分の間、混雑が予想されますので、落ち着いてからの申告相談をお願いします。

●受付日時 月～金曜日の午前9時～午後4時（祝日を除く）

●受付場所 日立税務署1階

27 中小、小規模事業者に対する融資等相談窓口

高萩市商工会（下手綱2000）TEL 22-2501

地震により被害を受けた中小、小規模事業者の資金繰りや経営などに関する相談窓口を開設しています。

●市の自治金融制度や県の東北地方太平洋沖地震特別対策融資などについて

○相談時間 平日の午前9時～午後5時

28 ゴミの収集

環境衛生課（総合福祉センター内）TEL 23-7031

●家庭のごみ

集積所からの収集は「ごみカレンダー」のとおり行っています。排出する方法は従来（指定袋等を使用）と同じです。

なお、粗大ごみ（中・大）の戸別収集は当分の間休止します。

●事業所のごみ

北部衛生センターに搬入できます。市へ委託している事業所ごみ収集運搬は、「事業所ごみ

収集日程表」のとおり実施しています。

●災害ごみの受け入れ〔当分の間〕

今回の災害により発生したごみ（ブロック、大谷石、瓦など）は、北部衛生センター東側の工業団地内にて、無料で受け入れています。

○搬入時間 午前8時30分～午後5時
（土・日曜日も搬入できます）

○搬入できるもの

今回の震災によって発生したごみに限ります。

○その他

- ・仮置き場内の通行に際しては、十分にご注意ください。
- ・搬入したごみは指定された場所へおいてください。
- ・ガスボンベ等の危険物や農薬などの有害物は搬入しないでください。

●災害ごみの個別回収

独居高齢者などの要援護者で、災害ごみの運搬ができない人を対象に、庭先などに集積されたがれきなどの個別回収を行います。

※日常の生活ごみは対象になりません。

○対象者

- ・高齢者、独居高齢者世帯（要援護者名簿登載者）
- ・障害者世帯
- ・その他（家族の支援が受けられない高齢者世帯など）

○相談窓口

高齢福祉課・社会福祉課・環境衛生課・高萩市社会福祉協議会

29 消費生活関連の相談

消費生活センター（リーベロたかはぎ内）

TEL 23-2114

●開設日 月・水・金曜日の午前9時～12時、午後1時～5時（祝日除く）

30 乳幼児の健診等

健康づくり課（総合福祉センター内）TEL 24-2121

●幼児の健診・予防接種

災害により延期した3歳児健診、4月に予定していた1歳6か月健診、BCG予防接種については延期となっています。振替日程、実施会場が決まり次第お知らせします。

●健康・歯科相談、離乳食教室

毎月実施していた健康・歯科相談及び離乳食・赤ちゃん教室については当面実施できませんが、育児に関する悩みや疑問がありましたら随時お受けします。まず電話でお問い合わせください。

31 こころの相談

健康づくり課(総合福祉センター内) TEL 24-2121
震災等により、眠れない、元気が出ないなど、不安をお持ちの人を対象に保健師が相談をお受けします。

32 高萩市斎場の利用

環境衛生課(総合福祉センター内) TEL 23-7032
火葬業務は通常どおり行っています。式場(告別式・通夜式)は、災害により被害を受けたため当分の間利用することができません。

33 小・中学校給食費の減額

教育総務課(学校給食センター) TEL 23-7412

●3月分給食費について

今回の災害に伴い、3月14日以降の給食が実施できなかったことから、給食費の取扱いを日割り計算へ変更し、減額します。

- ・小学校 1食分 211円×9日分=1,899円
- ・中学校 1食分 244円×8日分=1,952円
- ・高萩中学校については7日分(1,708円)

※すでに納入していただいた3月分給食費との差額については4月分の給食費に充当します。

34 被災者のための特設無料法律相談(予約制)

市長室(リーベロたかはぎ内) TEL 23-7320
茨城県弁護士会

- 対象 被災した市民
- 日時 4月15日(金)午後1時30分～3時30分
- 場所 リーベロたかはぎ内の相談室
- 申込み 4月12日(火)午前8時30分以降に電話で市長室へ。
- 定員 12名で相談時間は1人20分程度

35 無料法律相談(予約制)

市長室(リーベロたかはぎ内) TEL 23-7320

- 対象 市民
- 日時 4月22日(金)午後1時30分～3時30分
- 場所 リーベロたかはぎ内の相談室
- 申込み 4月19日(火)午前8時30分以降に電話で市長室へ。
- 定員 6人で相談時間は1人20分程度

36 心配ごと相談(法律相談)※予約制

高萩市社会福祉協議会(総合福祉センター内)
TEL 23-8341

- 日時 4月28日(木)午後1時～3時
- 申込み 当日の午前8時30分以降に社会福祉協議会へ。

37 弁護士による電話無料法律相談

東北関東大震災に関する相談のみ、次のとおり実施します。

茨城県弁護士会

- 実施期間 実施中～4月28日まで
- 受付日時 月曜日～金曜日の午前10時～午後4時
- 相談料 無料(ただし通話料は相談者の負担となります)
- 受付番号 029-222-7072 または 029-222-7073

日本弁護士連合会

- 実施期間 当面の間
- 受付日 平日のみ、午前10時～午後3時
- 電話番号 0120-366-556(フリーダイヤル)

38 茨城県弁護士会法律相談センターでの相談料を免除

県内に設置している法律相談センターでの面談相談(要予約)のうち、東北関東大震災に関する相談のみ、相談料を免除します。

- 実施期間 当面の間
- 日立相談センター(TEL 029-227-1133)
受付：月～金曜日の午後1時～4時
相談日時：木曜日の午後1時～4時

場所：日立商工会議所(日立市幸町 1-21-2)
○水戸相談センター(TEL 029-227-1133)
受付・相談日時：月～金曜日の午後 1 時～4 時
場所：茨城県弁護士会館(水戸市大町 2-2-75)

39 行政相談

市長室(リーベロたかはぎ内) TEL 23-7320

次の行政相談委員が電話相談のみ行います。
藤本征一さん(TEL 23-7646)
棚谷稔さん(TEL 23-0141)

40 がんばろう！高萩！！ 災害復興市

まちづくり観光課(リーベロたかはぎ内)
TEL 23-7316

- 日時 4月16日(土)午前10時～午後2時
- 会場 イオン高萩店敷地内
- 内容 友好都市の新庄市、飯能市による物産展及び炊き出しを実施します。支援物資の配布やはぎまるグッズの販売会も予定しています。

41 東北地方太平洋沖地震の被災者に対する特別融資

取扱金融機関は次のとおりです。

- ・常陽銀行(株) 高萩支店 TEL22-2211
- ・筑波銀行(株) 高萩支店 TEL22-2028
- ・水戸信用金庫 高萩支店 TEL22-2260
- ・茨城県信用組合 高萩支店 TEL22-4025
- ・中央労働金庫磯原支店 TEL42-0322
- ・茨城ひたち農業協同組合高萩支店
〔JA 茨城ひたち〕 TEL22-3617
- ・住宅金融支援機構(※災害専用ダイヤル)
TEL0120-086-353

道路状況

高萩陸橋 …12月開通見込み

建設課土木グループ(市役所車庫脇の建物)

TEL 23-7033

市内各施設の状況

復旧・使用開始の見通しについては随時お知らせします。

●総合福祉センター内の各施設 休止

多目的ホール、研修室、会議室、浴場

高齢福祉課(総合福祉センター内) TEL 22-0080

●集会所各施設

修繕等のため下記施設は休止

駒木原集会所、高戸集会所、東本町集会所
本町・春日町集会所(市役所で使用)

財政課(リーベロたかはぎ内) TEL 23-2113

●生涯学習課所管施設

業務を再開

図書館(TEL 23-7174) …4月12日～

◆中央公民館…6月1日～

◆高浜運動広場

〔テニスコート …4月15日～

グラウンドの一部 …4月15日～

◇歴史民俗資料館 …5月1日～

当分の間休館

◆松岡地区公民館

◆文化会館

◆勤労青少年ホーム

◇サンスポーツランド高萩

◇市民体育館

◇市民球場

◇穂積家住宅

◇リーベロたかはぎ

「◆」の施設については
社会教育施設グループ(文化会館内) TEL 23-7411

「◇」の施設については
生涯学習・スポーツ振興グループ TEL 23-1132

●農林課所管施設

建物の点検確認等のため使用不可

各地区の生活改善センター、島名多目的集会所、赤浜田園都市センターなど

農林課(リーベロたかはぎ内) TEL 23-7035